

## 1 . 事業の概要

本省においては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の選定作業等を行うため、専門家会合の開催、情報収集調査の実施等を行う。

地方環境事務所等においては、特定外来生物の飼養等の許可事務として申請に対する審査、立入検査等を進めるほか、水際規制等の中で任意放棄される個体の引取処分体制を維持するほか、税関における種同定作業の補助及び輸入業者・旅行者等への普及啓発業務を行う。

## 2 . 事業計画

(本省)

- ・ 特定外来生物等の選定及び飼養等基準策定調査 (H16より 通年実施)
- ・ 外来生物情報支援ネットワーク事業費 (H17より 通年実施)

(地方環境事務所)

- ・ 飼養等管理事務費 (H18より 通年実施)
- ・ 水際での輸入管理事務費 (H18より 通年実施)

## 3 . 施策の効果

特定外来生物の飼養等許可申請に対し、適切な施設で飼養等するよう指導をする中で逸出防止が図られている。また、水際対策の中で非意図的に混入した特定外来生物等を検出し、処分することで日本の生態系等に係る被害を未然に防いでいる。

# 外来生物対策管理事業費について

## 外来生物法の円滑な施行

### 外来生物対策管理事業費

特定外来生物の選定  
(専門家会合の開催)  
(情報収集調査)

WEB上の外来生物情報  
提供・交換

### 外来生物対策管理 事業地方事務費

・許可事務

水際輸入管理  
・任意放棄引取  
・種の同定  
・普及啓発